北陸信越運輸局
国土交通省 Hokuriku-shin'etsu District Transport Bureau
Press Release

令和８年１１月２５日
自　動　車　交　通　部

一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分について

下記のとおり、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物自動車運送事業法第３３条の規定に基づく行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

１．処分対象事業者（住所）
株式会社邦和物流（石川県金沢市示野町南５２番地）

２．処分対象営業所（所在地）
本社営業所　　（石川県金沢市福増町北２０４－３）

３．処分内容（期間）
①　事業停止７日間
（令和８年１１月２５日～令和８年１２月１日）
②　輸送施設の使用停止２５６日車
（　１両×２６日間：令和８年１２月２日～令和８年１２月２７日
１０両×２３日間：令和８年１２月２日～令和８年１２月２４日）

この処分により付された違反点数：４１点（累積点数：４１点）

４．処分事由
車輪脱落事故を引き起こしたことを端緒として、令和７年１２月８日、石川運輸支局が監査を実施したところ、定期点検整備の未実施、点呼の未実施及び点呼記録の不実記載等、合計７件の貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実（別紙参照）を確認した。

５．処 分 日
令和８年１１月２０日

【問い合わせ先】
北陸信越運輸局自動車交通部自動車監査官　清水、塩川
ＴＥＬ：０２５－２８５－９１６４

別紙

貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実

（１）認可を受けていない自動車車庫に事業用自動車を留め置いていたこと。
（貨物自動車運送事業法第９条第１項、
貨物自動車運送事業法施行規則第２条第１項第５号）

（２）事業用自動車について、点検整備等の適切な管理を行わず、
車輪脱落事故を発生させたこと。
（貨物自動車運送事業法第１５条第１項第２号、
貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３、道路運送車両法第４７条）

（３）事業用自動車について、３か月定期点検整備を実施していなかったこと。
（貨物自動車運送事業法第１５条第１項第２号、
貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３、道路運送車両法第４８条）

（４）整備管理者に選任後研修を受講させていなかったこと。
（貨物自動車運送事業法第１５条第１項第２号、
貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の５）

（５）運転者に対し、業務前後の対面点呼を実施していなかったこと。
（貨物自動車運送事業法第１５条第４項、
貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第１項、第２項）

（６）点呼記録簿に事実と異なる点呼方法を記載していたこと。
（貨物自動車運送事業法第１５条第４項、
貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項）

（７）運行管理者に所定の講習を受講させていなかったこと。
（貨物自動車運送事業法第１５条第４項、
貨物自動車運送事業輸送安全規則第２３条第１項）